

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道・特定地域生活排水処理施設（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和37年2月15日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	八王子市	職員数（H22. 4. 1現在）	36
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用下水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

### 2 財政指標等

資本費	119円（平成21年度）	財政力指数	1.001（平成22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	資金不足なし	財政力指数（臨財債振替前）	0.857（平成22年度）
経常収支比率（％）	87.1（平成21年度）	実質公債費比率（％）	2.8（平成22年度）
		将来負担比率（％）	21.8（平成21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	八王子市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	八王子市長 黒須 隆一
既存計画との関係	八王子市下水道中期経営計画2010（平成22年度～平成26年度） 八王子市下水道事業経営健全化計画（平成19年度～平成23年度）
公表の方法等	計画の公表はHPで行う。
基本方針	公債費負担対策などの経営課題に的確に対応するために、下水道中期経営計画2010を着実に推進することにより徹底した経営改革に取り組み、市民の快適でうるおいのある暮らしを支える下水道事業の計画的で安定した経営に努める。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			398,096.2	398,096.2
	補償金免除額			51,940.3	51,940.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業	1,543,070	1,414,983	1,864,860	4,822,913
	流域下水道事業	1,433,457	43,128	1,160,066	2,636,651
	合 計 (A)	2,976,527	1,458,111	3,024,926	7,459,564
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	2,976,527	1,458,111	3,024,926	7,459,564

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業	143,949	1,115,504	839,531	2,098,984
	流域下水道事業	22,038	387,070	305,626	714,734
	合 計 (A)	165,987	1,502,574	1,145,157	2,813,718
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	165,987	1,502,574	1,145,157	2,813,718

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容		
財務上の特徴	<p>本市は、昭和30年に単独処理区の工事に着手し、浄化槽整備区域を併せて事業を推進することにより平成19年度末には汚水処理整備普及率は概ね100%を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理人口普及率が99.8%であり、新たな管きよの整備から既存施設の更新・耐震化へ移行しつつある。新規投資が直ちに収入増につながる状況にない。</li> <li>・管路の整備、普及と共に接続人口が増加し、使用料も順調に増加しているが、大口使用者の排水量が少なくなっていることなどから、使用料単価は減少傾向にある。</li> <li>・短期間に集中して管路を整備したため、公債費負担が歳出の62%(平成21年度決算)を占めるほどの大きなものになってる。また、処理水量の増加とともに東京都へ支払う負担金が増加している。</li> </ul>		
経営課題	<table border="1" data-bbox="395 607 1398 645"> <tr> <td data-bbox="395 607 550 645">課 題</td> <td data-bbox="550 607 1398 645">使用料収入の確保</td> </tr> </table> <p>管路整備の概成や少子・高齢化の進行、節水意識の高まりなどにより、使用料の伸びが鈍化することが予想される。また、水洗化率は91.6%(平成21年度)となっており、未接続世帯への接続促進を強化する必要がある。</p>	課 題	使用料収入の確保
	課 題	使用料収入の確保	
	<table border="1" data-bbox="395 792 1398 831"> <tr> <td data-bbox="395 792 550 831">課 題</td> <td data-bbox="550 792 1398 831">公債費負担の軽減</td> </tr> </table> <p>平成19年度の当初計画により利率7%以上の旧公営企業金融公庫資金の地方債を繰上償還したが、依然として利率5%を超える高利率債が123億円あり、現債額で12%、利払いでは25%を占め、大きな負担となっている。</p>	課 題	公債費負担の軽減
	課 題	公債費負担の軽減	
	<table border="1" data-bbox="395 978 1398 1016"> <tr> <td data-bbox="395 978 550 1016">課 題</td> <td data-bbox="550 978 1398 1016">維持管理コストの縮減</td> </tr> </table> <p>ライフサイクルコストの最適化を図るため、ストックマネジメントの活用を検討することとし、施設・管路の更新を計画的・効率的に進める。</p>	課 題	維持管理コストの縮減
	課 題	維持管理コストの縮減	
<table border="1" data-bbox="395 1164 1398 1202"> <tr> <td data-bbox="395 1164 550 1202">課 題</td> <td data-bbox="550 1164 1398 1202">定員管理の適正化</td> </tr> </table> <p>これまで、民間委託の推進や組織改正により、当初計画を上回る職員数を削減した。さらに、新たな行政需要に対応したより効率的な組織運営が求められている。</p>	課 題	定員管理の適正化	
課 題	定員管理の適正化		
<table border="1" data-bbox="395 1305 1398 1344"> <tr> <td data-bbox="395 1305 550 1344">課 題</td> <td data-bbox="550 1305 1398 1344">情報公開の推進</td> </tr> </table> <p>市全体の取り組みとして、決算の早期化とあわせて、行財政改革推進プログラムの進捗状況及び財政白書、行政評価報告書の早期公表を進めてきた。 下水道事業としても、決算統計や経営指標を活用した分析をさらに充実し、事業を効率的に執行する必要がある。</p>	課 題	情報公開の推進	
課 題	情報公開の推進		
<table border="1" data-bbox="395 1509 1398 1547"> <tr> <td data-bbox="395 1509 550 1547">課 題</td> <td data-bbox="550 1509 1398 1547">給与の適正化(市全体の取り組み)</td> </tr> </table> <p>行財政改革推進プログラムで、「技能労務職から現場サービススペシャリストへの転換」「給与水準の最適化(民間給与との均衡)」を掲げ、目標が達成できた。 今後は国、都を参考に、より一層、退職手当支給水準の適正化に取り組む。</p>	課 題	給与の適正化(市全体の取り組み)	
課 題	給与の適正化(市全体の取り組み)		
留意事項			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）  
 ( 1 ) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	9,652	10,388	10,731	11,793	12,005	11,780	11,659	11,506	11,344	11,176	
		(1) 営 業 収 益 (B)	8,475	8,606	8,903	8,963	8,896	8,820	8,768	8,760	8,760	8,745	
		ア 料 金 収 入	7,343	7,561	7,902	8,067	8,093	8,103	8,109	8,113	8,110	8,104	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他											
		雨水処理負担金( )外書	(1,132)	(1,045)	(1,001)	(896)	(803)	(717)	(659)	(647)	(650)	(641)	
		(2) 営 業 外 収 益	1,177	1,782	1,828	2,830	3,109	2,960	2,891	2,746	2,584	2,431	
		ア 他 会 計 繰 入 金	1,148	1,758	1,806	2,809	2,984	2,944	2,867	2,720	2,565	2,415	
		イ そ の 他	29	24	22	21	125	16	24	26	19	16	
	2 総 費 用 (D)	7,016	7,124	7,013	7,185	7,127	7,021	6,890	6,739	6,577	6,347		
	(1) 営 業 費 用	3,317	3,502	3,485	3,613	3,711	3,799	3,878	3,911	3,916	3,885		
	ア 職 員 給 与 費	409	375	267	236	234	193	192	192	192	192		
	うち退職手当												
	イ そ の 他	2,908	3,127	3,218	3,377	3,477	3,606	3,686	3,719	3,724	3,693		
	(2) 営 業 外 費 用	3,699	3,622	3,528	3,572	3,416	3,222	3,012	2,828	2,661	2,462		
ア 支 払 利 息 ( 雨 水 ・ 汚 水 公 費 分 )	214	1,190	1,146	1,078	1,014	948	892	824	766	707			
支 払 利 息 ( 汚 水 分 )	3,485	2,431	2,381	2,280	2,170	2,057	1,918	1,821	1,707	1,592			
うち一時借入金利息													
イ そ の 他		1	1	214	232	217	202	183	188	163			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2,636	3,264	3,718	4,608	4,878	4,759	4,769	4,767	4,767	4,829			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	12,028	9,396	5,224	1,406	1,302	1,844	1,908	2,183	3,112	2,844	
		(1) 地 方 債	7,580	5,674	2,789	660	650	1,066	902	900	1,267	1,033	
		資本費平準化債											
		(2) 他 会 計 補 助 金	1,969	1,547	1,389	195	263	541	727	1,018	1,265	1,352	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	1,794	1,274	228	24	90	94	184	177	530	440	
		(6) 工 事 負 担 金	622	844	804	527	296	138	88	79	40	10	
	(7) そ の 他	63	57	14	0	3	5	7	9	10	9		
	2 資 本 的 支 出 (G)	14,670	12,679	8,885	5,979	6,211	6,607	6,677	6,950	7,879	7,673		
	(1) 建 設 改 良 費	9,393	7,848	3,649	1,030	1,009	938	1,329	1,325	2,062	1,705		
	うち職員給与費	436	371	332	187	158	132	131	132	131	131		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	5,277	4,831	5,236	4,949	5,100	5,654	5,331	5,606	5,798	5,948		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金					102	5	7	9	9	10		
(5) そ の 他						10	10	10	10	10			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	2,642	3,283	3,661	4,573	4,909	4,763	4,769	4,767	4,767	4,829			

(単位:百万円,%)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	6	19	57	35	31	4	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	49	43	23	80	115	4				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	43	24	80	115	84					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	7	0	0	1	4					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	36	24	80	114	80					
(N)-(O)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	78.5	86.9	87.6	97.2	98.2	92.9	95.4	93.2	91.7	90.9
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	8,475	8,606	8,903	8,963	8,896	8,820	8,768	8,760	8,760	8,745
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)										
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)										
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	8,475	8,606	8,903	8,963	8,896	8,820	8,768	8,760	8,760	8,745
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	114,986	115,830	113,383	109,094	104,645	100,056	95,628	90,922	86,392	81,476

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	2,280	2,803	2,805	3,705	3,787	3,661	3,525	3,367	3,215	3,056
うち基準内繰入金	1,459	2,570	2,549	2,048	1,878	1,731	1,619	1,543	1,493	1,432
うち基準外繰入金	821	233	256	1,657	1,909	1,930	1,906	1,824	1,722	1,624
資 本 的 収 支 分	1,969	1,547	1,391	195	263	541	727	1,018	1,265	1,352
うち基準内繰入金	672	694	538							
うち基準外繰入金	1,297	853	853	195	263	541	727	1,018	1,265	1,352
合 計	4,249	4,350	4,196	3,900	4,050	4,202	4,252	4,385	4,480	4,408

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率 (%)	72.3	92.5	98.3	96.1	94.0	91.6	91.1	90.3	89.9	90.5	
資本費 (円又は%)	119	121	120	118	119	121	122	124	124	124	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	78.5	86.9	87.6	97.2	98.2	92.9	95.4	93.2	91.7	90.9	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	23.6	27.0	26.1	31.4	31.5	31.1	30.2	29.3	28.3	27.3
	うち基準内繰入金 (%)	15.1	24.7	23.7	17.4	15.6	14.7	13.9	13.4	13.1	12.8
	うち基準外繰入金 (%)	8.5	2.3	2.4	14.0	15.9	16.4	16.3	15.9	15.2	14.5
	資本的収入分 (%)	16.4	16.5	26.6	13.9	20.2	29.3	38.1	46.6	40.6	47.5
	うち基準内繰入金 (%)	5.6	7.4	10.3							
	うち基準外繰入金 (%)	10.8	9.1	16.3	13.9	20.2	29.3	38.1	46.6	40.6	47.5

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価<sub>1</sub> / 給水原価<sub>2</sub> × 100

1 供給単価 (円 / m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成22年度に策定した中期経営計画2010を前提に、直近の実績を反映したうえで、料金収入を見込んだ。 整備普及率が概ね100%に達しており、今後は接続人口が増加するものの、少子・高齢化の進行や節水意識の高まりにより、使用料単価が減少することから、平成24年度にピークを迎えた後に減少に転じると見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	繰出基準及び一般行政的施策に要する経費について、一般会計からの繰入金を見込んだほか、収支を均衡させるために必要な最小限の繰入金を見込んだ。 雨水処理負担金については、地方債現債高の減による減少が見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	管路の長寿命化対策に着手することにより、ライフサイクルコストの抑制を図っていくほか重要管きよの耐震化工事を進める。また、単独処理区を流域下水道に編入するための接続幹線を建設する。 長寿命化計画策定・工事(平成22年度～平成26年度 総額 444百万円) 重要管きよの耐震化工事(平成22年度～平成25年度 総額 1,579百万円) 流域下水道への接続幹線の設計・建設(平成22年度～平成26年度 総額 1,141百万円)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	中期経営計画2010を前提に直近の実績を反映したうえで、収支見通しを策定した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		<p>健全な水循環系の再生を目指すため平成21年度に策定した八王子市水循環計画を効果・効率的に推進するため、平成22年度から下水道を含む水循環系の総合的組織体制を構築した。 この組織改正により、下水道事業を効率化し当初計画を上回る職員の縮減を図った。 実績 平成18年度 78人 平成21年度 42人 平成22年度 36人 (当初計画 50人 比14人減)</p>
給与のあり方		<p>給与の適正化は順調に進んでおり、まだ完了していない退職手当の支給水準の適正化に取り組んでいく。</p>
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>・給与構造改革(完了) 平成18年10月 昇給期の一元化 給料表の4分割 職務給の徹底及び給与カーブのフラット化 枠外昇給制度の廃止 勤務成績の給与への反映 平成22年4月 民間に準拠した給料表の 4.4%引下げ(平成21年度に 0.4%引下げ) 一律的な級格付けの廃止 職務給化の徹底により一職一級制 ・地域手当(完了) 平成19年度～ 国における指定基準に基づく支給割合と同率の12%支給としている。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>(完了)平成20年3月 八王子市技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針を公表。 ・下水道事業は、技能労務職員の配属はない。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方		<p>・退職時特別昇給(完了) 平成16年7月 廃止 ・退職手当の支給水準(進行中) 平成16年7月 最高支給率の是正 「中ぶくれ」の一部是正 今後は国、都を参考により一層の支給水準の適正化に取り組む。</p>
福利厚生事業のあり方		<p>・互助会公費負担率の適正化等(完了) 職員の厚生制度である職員互助会については、平成18年度から市交付金の割合を対会費比率1以下とするとともに公費を伴う事業の明確化などを図り、併せて住民への公表を行っている。今後も、引続きより分かりやすい公表に努めていく。</p>
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>平成22年度からライフサイクルコストの最適化を図るため、長寿命化計画の作成を開始した。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>処理場の汚泥及び水処理の委託化に加え、平成19年度から管きよの維持管理を民間へ委託した。 今後は、委託内容の検証などを行い、より一層の合理化を進める。</p>



## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		平成21年度の使用料回収率は94.0%である。 平成21年10月から平成23年8月までの約2年間を下水道接続促進強化期間とし、接続支援制度としての補助制度の拡充や平成23年8月以降の下水道接続指導制度の導入などを行い、接続率の向上を目指す。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		市全体の取り組みとして、決算の早期化とあわせて、行財政改革に関する取り組みをまとめた行財政改革推進プログラムの進捗状況及び財務書類などにより決算状況を分析した財政白書、行政評価報告書の早期公表を進めてきた。 下水道事業としては、平成17年度から財務諸表の作成・公表をし、平成22年度には中期経営計画を見直した。 今後、さらなる計画、予算、決算及び評価の一体化を図り、説明責任の着実な実行と市民サービスの向上を実現する。
行政評価の導入		平成13年度にモデル実施、平成15年度から本格導入し、基本計画である八王子ゆめおりプランの全施策を対象に評価を実施している。外部評価委員会においては、平成19年度から事業仕分けの手法を用いた事業再点検を実施。また、予算編成時に事業仕分けの視点を用いて全事業を対象に見直し、事業の選択と集中を図っている。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営の効率化の観点から組織改正を行い、当初計画を上回る職員数の縮減に努める。( -1 )</li> <li>・給与構造改革の取組を継続し、人件費総額の削減を目指す。( -1 )</li> </ul>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規投資を厳選し、地方債の発行を原則として当該年度の元金償還額を上限とし、地方債残高を圧縮する。</li> <li>・下水道接続支援制度の導入による接続率の向上、滞納整理の強化により収納率を向上し、使用料収入を確保する。( -2 )</li> <li>・処理場の運転管理や管きょの維持管理業務における民間委託の内容を検証する。( -1 )</li> </ul>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入の確保と歳出の抑制を図り、計画的で安定した経営に努める。</li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算統計や財務諸表を用いた経営分析を充実・公表することにより、市民への説明責任と職員の意識改革を図る。( -3 )</li> <li>・行政評価の取組の継続と、事業仕分け的な手法を用いて事業の選択と集中を図る。( -3 )</li> </ul>

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計		
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)			
収入の確保	収入の確保	処理区域内人口(人)	535,244	548,805	553,926	557,692	561,334	562,900		564,449	565,980	567,483			
		A 増減		13,561	5,121	3,766	3,642	1,566	27,656	1,549	1,531	1,503	9,791		
		水洗便所設置済人口(人)	469,171	483,119	499,124	510,996	525,014	530,939		535,708	540,070	544,224			
		B 増減		13,948	16,005	11,872	14,018	5,925	61,768	4,769	4,362	4,154	33,228		
		水洗化率(%)	87.7	88.0	90.1	91.6	93.5	94.3		94.9	95.4	95.9			
		C 増減		0.3	2.1	1.5	1.9	0.8	6.6	0.6	0.5	0.5	4.3		
		有収水量(m)	53,691,204	55,963,884	57,189,207	58,165,624	58,283,518	58,560,955		58,705,763	58,801,962	58,520,722			
		D 増減		2,272,680	1,225,323	976,417	117,894	277,437	4,869,751	144,808	96,199	-281,240	355,098		
	経営の効率化	経営の効率化	使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) (使用料収入/有収水量)	141	141	141	139	139	139		138	138	139		
			E 増減		0	0	-2	0	0	-2	-1	0	1	0	
			料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)												
			F 増減												
			収納率(%)	98.5	98.7	98.8	98.8	98.7	98.7		98.7	98.7	98.7		
			G 増減		0.2	0.1	0.0	-0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
			H 増減												-0.1
その他( )															
経営の効率化	経営の効率化	管理運営費(千円)	11,917,967	11,847,848	12,070,520	12,226,797	12,276,373	12,221,047		12,344,424	12,374,435	12,295,406			
		I 増減		-70,119	222,672	156,277	49,576	-55,326	303,080	123,377	30,011	-79,029	68,609		
		処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	22	22	22	22	22	22		22	22	22			
		J 増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費/有収水量)	152	144	147	148	152	152		153	153	153			
		K 増減		-8	3	1	4	0	0	1	0	0	5		
		汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	61	58	63	64	65	65		65	65	65			
L 増減		-3	5	1	1	0	4	0	0	0	1				
M 増減															
その他( )															
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料 回収率(%) $(E/K \times 100)$	92.5	98.3	96.1	94.0	91.6	91.1		90.3	89.9	90.5			
		累積欠損金比率(%) 当初計画の目標値 (実績値)													
		延長計画の目標値													
		企業債現在高(百万円) 当初計画の目標値 (実績値)	115,830	113,383	110,086	106,096	101,781	97,337		90,922	86,392	81,476			
		延長計画の目標値													
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	改善効果額	7,561	7,799	7,628	7,721	7,738	7,729							
		有収水量の増加		238	67	160	177	177	819						
		使用料の適正化		238	67	160	177	177	819						
		収納率の向上													
		その他( )													
	経営の効率化	経営の効率化	改善効果額	11,955	13,062	12,246	12,283	12,321	12,277						
			管理運営費	11,955	13,062	12,246	12,283	12,321	12,277						
			うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	375	247	237	237	237	237						
			改善効果額		16	26	26	26	26	120					
			職員給与費の適正化 維持管理費(上記以外)の適正化		16	26	26	26	26	120					
その他( )															
改善効果額															
当初計画改善効果額 合計									939						
<参考> 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)															

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入				8,081	8,089	8,094		8,096	8,092	8,085		
		改善効果額					351	365		367	363	356	1,802	
		有収水量の増加					351	365		367	363	356	1,802	
		使用料の適正化												
		収納率の向上												
	経営の効率化	その他 ( )												
		改善効果額												
		管理運営費												
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの												
		改善効果額												
		職員給与費の適正化												
		維持管理費(上記以外)の適正化												
		その他 ( )												
		改善効果額												
										延長計画改善効果額 合計 A		1,802		
										延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B				
										普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C				
										A + B + C		1,802		
										<参考> 延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)		52		

注1 計画前年度において使用料単価150円/m<sup>3</sup>(20m<sup>2</sup>当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m<sup>3</sup>未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を記入すること。

- 「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行06列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…………… (32表01行44列) / (有収水量)
- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

本市の使用料回収率は、90%以上の比較的高い水準で推移している。今後は未接続世帯解消等の取組みを優先して、使用料収入を確保していく。

民間委託の取組状況

平成17年度に北野下水処理場の水処理委託を実施

平成19年度に管きょ維持管理の委託を開始